

Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

7

No.188

JUL. | 2014

www.kindai-sales.co.jp

平成26年7月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第16巻第7号通巻188号

保険代理店&募集人FPの対応策を探る

どうなる?・どうする!
委託型募集人の
適正化



特別企画

FPが集客で活用したい
「ブログ」の使い方

1本の記事で100万件のアクセスを集める方法

連載

知識のブラッシュアップに役立つ
FPマンズリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

リスクマネジメント/不動産プランニング/相続・事業承継設計

笑顔相続のススメ

第16回 亡き母の手紙が遺族のわだかまりを解く

婦はそのまま実家の一つ屋根の下に住んでいました。

長男の嫁は幼い頃に両親を亡くしており、東北に住む夫婦の養子として引き取られました。長男夫婦の結婚当初の意向としては、実家を出て東北で養親と一緒に暮らしたいという思いがありました。しかし、母は実家の土地とお墓についてはどうしても長男に継いでもらいたいと譲らなかったため、長男夫婦は家を出ることをあきらめ、そのまま実家に残ることになりました。その後、次女夫婦は家の隣にある母が所有していた貸アパートを取り壊し、自分たちで家を建てました。

家はどうしても長男に継いでほしい！ 家督相続がなくなったとはいえ、家とお墓は長男に継いでもらいたいと思っている方はまだまだ多いのではないのでしょうか。

東京の郊外に住んでいた母(86歳)には、長男(64歳)、長女(61歳)、次女(59歳)がいました。子供たちは35年ほど前にそれぞれ結婚しましたが、母は同じ頃に夫を亡くしました。当時、長女は結婚を機に実家を出しましたが、母と長男夫婦、次女夫

年が経ったある時、長男の嫁は、「母の世話は今後一切しない」と言い出しました。母は、長男夫婦と同じ家に住んでいながら、自分の娘がすぐ隣に住んでいたことから、何でも頼み事は次女にしてしまっていたそうです。もともと実家を出て東北の養親の元で暮らしたかった長男の嫁にとっては面白いはずがありません。長男夫婦と母や次女夫婦とは次第に仲が悪くなってしまいました。そんななか、母が脳梗塞で倒れ、施設での生活を余儀なくされました。

次女は毎日のように施設に足を運び母の世話をし、少し離れたところに住んでいる長女も時間のある限り、母の世話をしていました。一旦、仲の壊れた長男夫婦はほとんど世話をすることがありませんでした。

脳梗塞を患ってから7年後に、母は亡くなりました。母の相続財産は、実家と次女夫婦の家が建つ土地400万円、建物500万円、現預金1500万円、上場株式500万円、そして長男受取の保険金500万円がありました。

遺品を整理している際に、母からの手紙がみつかり、手紙の内容は、遺産分割の方法と長男の嫁への感謝・謝罪の念も書かれていました。遺産分割については、実家(土地建物)は長男が継ぎ、次女夫婦の家が建っている土地(土地のうち1/2)は次女へ、現預金は長女、次女、そして長男の嫁で1/3をし、上場株式は長女へとなっていました。母としても長男夫婦を実家に引き留めてしまったこと、娘にばかりお願い事をしてしまったことを非常に後悔し、長男の嫁に対しても財産を分配したということでした。

長男夫婦は母の想いを知り、最後

まで母の世話をしなかったことを悔やみました。今回、母の想いは手紙として書かれていたため遺言の様式が整っておらず、法的な拘束力はありません。長男は、嫁の養親がまだ健在で、東北へ住みたいという思いがあったので、家とお墓については次女夫婦に託し、財産は特に貰わなくてよいということでした。最終的な遺産分割は、不動産は次女が、その他の財産については長女が相続することになりました。

嫁いできたお嫁さんは義理の親との関係や介護などで辛い思いをしているケースが多いものです。しかし、いざ相続が発生した時には法定相続人ではないために、お嫁さんへの遺産分割は遺言書でなければできません。エンディングノートに日頃の感謝を書くとともに、様式の整った遺言書を作成し、さらなる笑顔相続につなげてみてはいかがでしょうか。



小川 実
一般社団法人相続診断協会
代表理事
一般社団法人相続診断協会代表理事
一般社団法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ」(ぎょうせい)発売中。